

平成25年8月

平成25年5月以降博士学位取得予定の方へ

電気通信大学教務課

平成25年4月1日付けで以下のとおり文部科学省の「学位規則」の一部改正が施行され、これを受けて本学学位規程についても一部改正を行いました。

【学位規則（昭和28年文部省令第9号）】<改正の概要>

- ①博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。（学位規則第9条第1項関係）
- ②博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。（学位規則第9条第2項関係）
- ③博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。（学位規則第9条第3項関係）

【電気通信大学学位規程の一部改正】<抜粋>

（博士論文の公表）

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、リポジトリにより行うものとする。

※下線部分は、改正箇所

※学位規則（昭和28年文部省令第9号）全文は、以下のURLを参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

このことにより、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された方は、印刷公表ではなくインターネット上で当該博士学位論文の全文（又はその内容を要約したもの）を公表する必要があります。

本件に関し、電気通信大学では関係規定の改正等を進めるとともに、博士学位論文を電気通信大学学術機関リポジトリ上で公表すべく現在作業を進めております。今後、取り扱いの詳細が決まりしだい改めてお知らせしますが、博士学位取得予定の方は注意してください。